

令和5年度 県融資制度一覧（融資条件等は令和5年4月1日現在のもので変更になる場合があります。）

★経営安定資金（小口資金）、小口零細企業資金、チャレンジ企業支援資金の設備資金については、1.00%の利子補給後の利率です★

| 制度名 | 融資対象者 | 融資条件 | | | | 添付書類（※2） |
|---------------------|--|----------------------------|---|--|---|---|
| | | 資金使途 | 融資限度額 | 融資期間（据置期間） | 融資利率 保証料率（※1） | |
| 経営安定短期資金 | 信用保証協会が定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合 | 運転 | 1,500万円 | 1年以内 | 1.55% (保証なし1.80%) | 0.45～1.90% |
| 建設産業短期資金 | 建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者及び組合 (ただし、工事代金など特定の返済財源がある場合) | 運転 | 2,000万円 | 1年以内 | 1.75% 特定中小企業者(※3) (1～6号)1.60% (7、8号)1.75% | 0.35～1.72% 特定中小企業者(※3) (1～4、6号)0.80% (5、7、8号)0.70% |
| 経営安定一般資金 | 信用保証協会が定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び組合 | 運転 設備 | 5,000万円 | 運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年) | 2.15% | 0.35～1.72% |
| 経営安定小口資金 | 小規模企業者 | 運転 設備 | 2,000万円 | 運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年) | 運転1.80% ★設備0.80%★ | 0.35～1.40% |
| 特別小口保険適用者 | 原則として引き続き6か月以上商工会議所等の指導を受けている者 | 運転 設備 | 2,000万円 | 運転 5年以内(6か月) 設備 7年以内(1年) | 運転1.65% ★設備0.65%★ | 0.85% |
| 小口零細企業資金(※4) | 既存の信用保証協会の利用残高と合わせて保証債務残高が2,000万円以下の小規模企業者 | 運転 設備 | 2,000万円 | 運転 5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年) | 運転1.65% ★設備0.65%★ | 0.50～1.87% |
| 経営指導特別 | 原則として引き続き6か月以上商工会議所等の指導を受けている者 | 運転 設備 | 2,000万円 | 運転 5年以内(6か月) 設備 10年以内(1年) | 運転1.65% ★設備0.65%★ | 0.50～1.55% |
| 緊急経済対策特別支援資金(通常枠) | ①最近3か月間の月平均売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上減少している者 ②為替変動や海外製品との競合、輸出関連企業との取引減少、新型コロナウイルス感染症の影響等により、最近1か月間の売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3%以上減少している者 ③指定災害(※5)の影響を受けて事業活動に支障を生じている者 ④原油価格高騰等の影響により最近3か月間の売上高に占める原材料、燃料等の費用が過去3か年間のいずれかの年の同期に比べ3ポイント以上増加している者 ⑤経済産業大臣又は知事が指定した再生手続開始申立等事業者に対して債権がある者 ⑥特定中小企業者(※3)として市町長の認定を受けた者 ⑦特例中小企業者(※6)として市町長の認定を受けた者 ⑧愛媛県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図る者 ⑨雇用調整助成金に係る計画届を労働局長に提出した者 | 運転 借換 | 企業 5,000万円 組合 1億円 企業 8,000万円 組合 1.6億円 | 7年以内(1年) 10年以内(1年) | 1.65% ただし、②の場合 1.50% 特定中小企業者(※3) (1～6号)1.50% (7、8号)1.65% 特例中小企業者(※6) 1.50% | 0.35～1.72% 特定中小企業者(※3) (1～4、6号)0.80% (5、7、8号)0.70% 特例中小企業者(※6) 0.80% |
| 緊急経済対策特別支援資金(奔走支援枠) | (1)セーフティネット保証4号(売上高が前年同期比20%以上減少等)認定を受けていること (2)セーフティネット保証5号(不況業種で売上高が前年同期比5%以上減少等)認定を受けていること (3)次の①又は②から力までのいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること イ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること エ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること オ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること | 運転 設備 借換 | 1億円 | 10年以内(5年) | 1.50%以内(固定)。 ただし、新型コロナウイルス感染症に係る無利子・無担保融資の借換のみに利用する場合は年1.0%以内(固定) | 0.0～0.95% 特定中小企業者(※3) (4、5号)0.0% |
| 雇用促進支援資金 | 事業拡大や興業種への進出により雇用を創出する中小企業者及び組合 | 運転 設備 | 企業 5,000万円 組合 1億円 | 運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年) | 1.65% | 0.35～1.72% |
| 新事業創出支援資金(※4) | 創業を行う個人及び創業後5年未満の個人 会社社外化を行う会社及び設立後5年未満の新設会社 | 運転 設備 | 3,500万円 | 運転 7年以内(1年(※7)) 設備 10年以内(1年(※7)) | 1.50% | 0.80% (※10)0.0% |
| 特別 | ①えひめ産業振興財団が実施する地域密着型ビジネス創出助成事業等の交付決定を受けた者 ②①と同等であるとしてえひめ産業振興財団に確認を受けた者 ③認定特定創業支援事業(※9)により支援を受けた者 | 運転 設備 | 3,500万円 | 運転 7年以内(1年(※7)) 設備 10年以内(1年(※7)) | 1.30% | 0.80% (※10)0.0% |
| 事業承継支援枠 | 県内で事業承継しようとする者及び事業承継後5年未満の者 ①経営継円滑化法第12条第1項に規定する知事の認定を受けた者 ②事業の全部又は一部を承継する計画を定め、その計画に基づき事業を承継する者 ③国が実施する事業承継補助金の交付決定を受けた者 ④事業承継特別保証を利用して、事業承継を図る者 | 運転 設備 運転 設備 借換 | 1億円 (運転は 5,000万円) 1億円 (運転・借換は 5,000万円) | 運転 7年以内(1年) 設備 10年以内(1年) | 1.50% | 0.0% |
| チャレンジ企業支援資金 | ①地域未来投資促進法、中小企業等経営強化法等に基づき認定又は承認を受けた計画に従って事業を行う者 ②海外投資関係保証を利用して、海外展開を図る者 ③県が評価した事業継続計画(BCP)に基づき、施設や設備の導入・改善等を行う者として地方局長の認定を受けた者 ④商店街の空き店舗を活用して事業を行う者として地方局長の認定を受けた者 ⑤県の試験研究機関との共同開発など技術支援を受けた技術・製品の実用化に向けた事業を行う者で、試験研究機関から確認を受けた者 ⑥えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンド又はえひめ農工商連携ファンドによる助成金の交付を受けて事業を拡大する者でえひめ産業振興財団から確認を受けた者 ⑦高度又は先駆的な技術等を生かし、創造・育成を図る事業を行う者としてえひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会から確認を受けた者 | 運転 設備 | 1億円 (運転は 5,000万円) | 運転 7年以内(1年) 設備 10年以内(1年) ①の場合 運転5年以内(6か月) 設備7年以内(1年) | 運転1.50% ★設備0.50%★ | 0.35～1.72% 特別保険適用者(※10) 0.70% 海外投資関係保証 利用者 1.00% |

※1 信用保証協会所定の担保の提供がある場合は、保証料率が割引引きされる場合があります。詳しくは信用保証協会にお問い合わせください。

※2 融資制度のお申し込みに必要な書類については、金融機関所定の書類の厚みに別途書類が必要な場合があります。

※3 特定中小企業者：信用保証法第5条第1号から4号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者及び組合。詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

※4 1号：大企業倒産発生により影響を受け、2号：取引先企業のリスト等により影響を受け、3号：突発的災害(事故等)により影響を受け、4号：突発的災害(自然災害等)により影響を受け、5号：全国的に業況の悪化している業種に属する、6号：取引先金融機関の破綻により資金繰りが悪化している、7号：金融機関の相当程度の合理化に伴って借入れが減少している、8号：整理回収機構等に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生の可能性があると判断される

※5 特定非常利活動法人(NPO法人)については、小口零細企業資金及び新事業創出支援資金は対象外となります。

※6 指定災害とは、知事が指定した大規模災害等(指定状況は愛媛県のホームページをご覧ください。)

※7 特例中小企業者：信用保証法第6条の規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者及び組合。詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

※8 ただし、申込金融機関においてスタートアップ創出促進資金と併用同時にプロパー融資を執行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とする。

※9 【保証料補助助当者】とは、新事業創出支援資金を申込時に信用保証協会に保証債務残高がない方となります。

※10 認定特定創業支援事業となっているセミナー等を受講した後、市町が発行する証明書が写しが必要で、セミナー等開催の有無及び詳細は、各市町にお問い合わせください。

※11 特別保険適用者：経営革新関連特別、中小企業経営資源活用関連特別、農商工等連携事業関連特別などの保険適用者